

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成22年7月13日(火)午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(五十音順)

(委員)

相原雅子委員, 岩松浩之委員, 植木康夫委員, 梅澤朋子委員, 小川正明委員,
佐藤主税委員, 都丸晃委員, 中村孝委員, 萩原弥生委員, 丸山和貴委員,
宮崎重子委員, 宮下智満委員(以上12人)

(説明者)

前橋家庭裁判所 安田雅泰次席家庭裁判所調査官
同 高橋潔訟廷管理官

(事務担当者)

鈴木紅事務局長, 塩澤勝夫首席家庭裁判所調査官, 池ノ内潔首席書記官,
沓水一隆事務局次長, 田崎德行総務課長, 岡田文男総務課課長補佐

4 議事

- (1) 委員の交代について
- (2) 委員長の選任について
- (3) 意見交換等

テーマ「成年後見制度について」

ア 成年後見制度についての手続案内DVDの視聴

成年後見手続説明用ビデオを視聴した。

イ 質疑応答

○ 成年後見手続説明ビデオは貸し出しているのですか。

● 貸し出しもしていますが, 家庭裁判所の受付窓口で放映しており, 申し立てをする方が見られるようになっています。

ウ 成年後見制度に関する補足説明

成年後見制度に関して補足説明がされた。

エ 質疑応答

○ 成年後見人の仕事は「身上監護」と「財産管理」とであると説明があり

ましたが、それぞれ別々に申立が必要なのですか。

- ▲ 通常は成年後見人になっていれば両方できます。ただし、身上監護は親族、財産管理は第三者というように分けることもあります。
- 第三者である成年後見人の報酬額はどの位なのですか。
- ▲ 報酬の基準はありません。財産の大きさや、業務の内容等を考慮して決定しています。
- 成年後見人になっても、報酬が少ないため、成年後見人の受け手がいない状態です。財産があるなら、もう少し成年後見人の報酬を考えてもらいたいと思います。
- 本人に資産が無く、報酬を成年後見人に払いたくても、払えない場合があります。また、財産が多いからといって、報酬をたくさん払うものでもありません。報酬額は成年後見人の職務の内容によって決まるものです。
- 家庭裁判所調査官は窓口で専任でやっているのですか。
- ▲ 成年後見について、家庭裁判所調査官は専任でやっているわけではありません。
- 鑑定が必要になるような難しいケースだと事務的に処理していいものではありません。スタッフの人数的に大変だと思いますが、どうですか。
- ある程度の件数までは、現在のスタッフ数で対応は可能です。
- 被成年後見人を無償サポートする民間団体が群馬県にもあるのなら、PRしてあげればいいのかと思います。
- 成年後見人はNPO法人や社会福祉協議会、病院が受けているようです。法人が後見人として受任すると、その法人に所属している職員が実際に職務を行います。負担を分けることができるので、より細やかなことができることになります。法人が後見人になることは、一番ふさわしい事業体かなと思います。

オ 成年後見制度に関する統計資料に基づく説明

成年後見制度に関する統計資料による説明がされた。

カ 質疑応答

- 今後も事件が増えていくと思われませんが、成年後見の審判については、

裁判官ではなく、家庭裁判所調査官のレベルでいいのではないのでしょうか。そうしないと、事務が円滑に回っていかないのではないかと思います。

- 成年後見人の不正はあるのですか。
- ▲ 全国的にはあると思います。成年後見人には後見監督を行っており、不正があれば告発するなどしています。
- 成年後見を申し立てるような場合、本人は施設に入っているケースが多いのですか。
- ▲ 在宅介護もありますが、ほとんどは施設に入っていると思われれます。
- 成年後見の申立てが却下されるのはどのような場合なのですか。
- ▲ 申立人が裁判所から指示した補正等をせずに、そのまま放置していた場合に却下することがあります。また、預金口座の解約だけの目的で後見を申し立てたものの、被後見人が亡くなるまで後見業務が続くことを知り、申立を取り下げることもあります。
- 公正証書による遺言の場合、後見人の職務はどこまで及ぶのですか。
- ▲ 被後見人が亡くなれば、後見人の業務は終了します。
- 相続人が遺産分割でもめて、争いになるケースもあると思います。市民感覚としては、それでまた相続財産管理人を選任するのではなく、一連の制度のなかで対応できることが必要なのではないかと思います。

以 上

(注) ○裁判所関係以外の委員の発言

●裁判所関係委員の発言

▲裁判所側の説明